

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

本部・委員会

社会福祉法人新城福社会の理念

～ともに働き、ともに学び、ともに生きる～

- 「他人を思いやり、お互いを支え、助け合おう」とする互助精神を基本とします。
- 共に生きるという共生理念に立って、地域において様々な形で福祉を支えあう文化の形成に貢献します。
- 障がいのある人もない人も平等に生活できる社会（ノーマライゼーションの実践）の実現を目指します。
- 障がいのある人の自己決定・自己実現を尊重した自立支援・生活支援・社会参加を基本とします。
- 本人・スタッフ・保護者・地域の人々と協働、連携した法人運営に努めます。

1. 法人本部（法人全体における重点目標）

- ①新城福社会第5期中長期計画の進捗状況を管理するとともに、第6期中長期計画の策定作業に入る。別紙、組織体制図並びに第5期中長期計画参照。
- ②人材確保を重点課題として位置付け、あらゆる機会と社会資源を活用して新卒を含む一般求人に取り組むと同時に「助け合い虹ネットバンク」の活動を継続する。また人材育成に関しては法人内ジョブローテーションの仕組み（ルール）をつくる。
- ③業務効率化の為にDX(デジタルトランスフォーメーション)検討PTをDX検討委員会として位置付け、機能させる。
- ④日中系3事業所の家族会の事務局を担い、ともに学び合う関係づくりを継続する。
- ⑤人材確保等を目的とした社会福祉連携推進法人立ち上げへの参画を模索する。
- ⑥レインボーはうすの照明機器を全てLED化する。
- ⑦新城福社会としてレインボーはうす食堂を地域の関係機関や研修機関へ貸し出す。

2. 法人本部事務（労務・経理）

- ①顧問の会計事務所(TKC)の定期的なサポートや外部監査により、正確な処理に努める。
- ②顧問の社会保険労務士の定期的なサポートを受けながら、労務関係の法令を遵守する。
- ③福祉・介護職員等処遇改善加算を活用し、職員の賃金改善に努める。
- ④法人本部事務職員間で毎朝打合せを行うことにより、事務所内の情報共有とスムーズな事務処理に努める。
- ⑤本部事務局会議、経営・管理者会議、安全衛生委員会、その他会議に必要なに応じて参加し、適切な情報の提供を簡潔にできるように努める。

3. 安全衛生委員会

- ①安全衛生管理規程に則り、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的として、月に1回以上開催する。
- ②ストレスチェック実施規程に則り、毎年9月15日から9月末日の間に実施する。
- ③深夜業従事者（夜間支援従事者で週1回、月4回以上の者）に対して年2回の健康診断を実施する。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

④令和6年度安全衛生委員

所 属		職 名	氏 名
1	委員長	理事長	長坂 宏
2	産業医	医師	米田 正弘
3	議 長	管理者 (衛生管理者)	藤田 洋孝
4		業務執行理事、 管理者	渡邊 竜夫
5		理事、管理者	松原 宏昌
6		生活支援員	長谷 佑樹
7		生活支援員	笹野 愛子

4. 虐待防止委員会

- ①虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策を検討する。
- ②虐待相当事案が発生した際には、速やかに臨時虐待防止委員会を開催する。
また、その場合は各自治体の虐待防止センターとの連携を密にしていく。
- ③虐待防止研修を法人職員全体研修に位置付け、今年度は年2回研修を実施する。
その他、各事業部門にて必要に応じて研修会を開催する。
- ④虐待の防止、早期発見を目的に、職員は1年に1回虐待防止チェックリストの記入を行う。
- ⑤年間スケジュールとは別に必要に応じて虐待防止委員会を開催する。
- ⑥年間スケジュール

月	内 容	備 考
5月	第1回虐待防止委員会(事業報告・研修内容検討)	虐待防止委員会
7月	虐待防止・身体拘束等に関する法人職員全体研修会	法人職員+他法人職員
8月	第2回虐待防止委員会(研修内容検討)	虐待防止委員会
9月	虐待防止・身体拘束等に関する法人職員全体研修会 虐待防止チェックリスト配付・記入	法人職員+他法人職員 各事業部門
2月	第3回虐待防止委員会(事業計画)	虐待防止委員会

⑦令和6年度虐待防止委員

所 属		職 名	氏 名
1	委員長	理事長	長坂 宏
2	責任者	業務執行理事、 管理者	渡邊 竜夫
3	責任者	理事、管理者	小林 隆幸
4	統括責任者	理事、管理者	松原 宏昌
5	責任者	管理者	大原 直樹
6	責任者	管理者	藤田 洋孝
7	責任者	管理者	岡本 美津代
8	主任委員	サービス 管理責任者	北川 哲也
9	委員	サービス 提供責任者	内藤 佳代

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

5. 身体拘束等適正化委員会

- ①身体拘束等適正化委員会を設置するとともに、身体拘束等の適正化に向けた検討を行い、身体拘束等の廃止に努める。
- ②身体拘束等事案が発生した際には速やかに臨時の身体拘束等適正化委員会等を開催し、今後の対応を検討する。
- ③虐待防止委員会と連携し、委員会や身体拘束等にかかる内容の研修を行う。
その他、各事業部門にて必要に応じて研修会を開催する。
- ④年間スケジュールとは別に、必要に応じて身体拘束等適正化委員会を開催する。
- ⑤年間スケジュール

月	内 容	備 考
5月	第1回身体拘束等適正化委員会(事業報告・研修内容検討)	身体拘束等適正化委員会
7月	虐待防止・身体拘束等適正化に関する法人職員全体研修会	法人職員+他法人職員
8月	第1回身体拘束等適正化委員会(研修内容検討)	身体拘束等適正化委員会
9月	虐待防止・身体拘束等適正化に関する法人職員全体研修会	法人職員+他法人職員
2月	第3回身体拘束等適正化委員会(事業計画)	身体拘束等適正化委員会

⑥令和6年度身体拘束等適正化委員

所 属		職 名	氏 名
1	委員長	理事長	長坂 宏
2	責任者	西部福社会館	業務執行理事、 管理者
3	責任者	新城市 基幹相談支援センター	理事、 管理者
4	統括責任者	サポートホーム 短期入所事業所	理事、 管理者
5	責任者	レインボーはうす	管理者
6	責任者	東三河北部障害者 就業・生活支援センターウィル	管理者
7	責任者	レインボーの お菓子屋さん	管理者
8	主任委員	サポートホーム 短期入所事業所	サービス 管理責任者
9	委員	居宅介護事業所 レインボーはうす	サービス 提供責任者

6. 防災委員会

- ①自然災害発生時（地震、風水害）の事業継続計画（BCP）、非常災害対策計画を更新する。
- ②各事業で年間防災訓練計画に従い、訓練毎に実施要綱を作成し、訓練を実施する。事業の形態や収容人数、建物の構造など、実態にあった想定のもとを行い、不測の事態に備える。
- ③災害時に地域と協力体制を取ることが出来るよう、災害時要援護者名簿の更新を行う。
- ④通所系・居住系の事業所については、新城市が行う防災訓練に参加し、地域との連携体制強化に努める。
- ⑤各事業で定めた重点目標が達成できるよう訓練を行い、年度末に達成状況を確認する。
- ⑥各事業で訓練実施後、反省を記録し、委員会へ報告する。委員会は、各事業の反省等の情報を公開し、改善に努める。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

- ⑦事業継続計画（BCP）で優先事業に位置付けられているグループホーム運営に必要な想定訓練を実施する。
- ⑧グループホーム設置場所より半径2km圏内在住の職員による伝達訓練を実施する。
- ⑨職員にメール連絡網（安否確認システム）を使用した伝達訓練を実施する。
- ⑩防災委員から2名、福祉に特化した災害派遣福祉チームDCATの研修を受講する。

⑪令和6年度防災委員

担 当		職 名	氏 名	
1	委員長	サポートホーム 短期入所事業所	サービス 管理責任者	北川 哲也
2		レインボーはうす	生活支援員	長谷 佑樹
3				小田 和馬
4				辻田 吉範
5		レインボーのお菓子やさん	職業指導員	松井 美穂
6		西部福社会館	サービス 管理責任者	水野 悠和
7		新城市基幹相談支援センター 居宅介護事業所レインボーはうす	サービス 提供責任者	内藤 佳代
8		新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす 東三河北部障害者就業・生活支援センターウィル	相談支援 専門員	山本 学
9		サポートホーム 短期入所事業所	世話人	北沢 裕亮

7. 感染症対策委員会

- ①感染予防に関する決定事項や具体的対策を法人全体に周知・指導する。
- ②感染症対策のBCPを随時更新する。
- ③感染症及び食中毒に関するマニュアルを確認・共有する。
- ④感染症が発生した場合、適切に対処するとともに感染対策及び感染拡大防止の指揮をとる。
- ⑤インフルエンザ予防接種と新型コロナワクチン接種の推奨と接種機会の確保を行なう。
- ⑥感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を1年間に2回以上行う。
- ⑦3か月毎に1回定期的に感染症対策委員会を開催する。（必要に応じて臨時開催）

⑧令和6年度感染症対策委員

所 属		職 名	氏 名	
1	委員長	レインボーはうす	看護師	照井 聖子
2	副委員長	西部福社会館	看護師	加藤 有子
3		西部福社会館	業務執行理事、 管理者	渡邊 竜夫
4		レインボーはうす	管理者	大原 直樹
5		レインボーの お菓子やさん	管理者	岡本 美津代
6		サポートホーム 短期入所事業所	サービス 管理責任者	岡 裕子
7		居宅介護事業所 レインボーはうす	ヘルパー	今泉 延允

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

8. 研修委員会

- ①業務遂行に必要な知識の向上、技能の習得を行うための研修を実施する。
- ②創造力と合理的判断力、併せて旺盛な実行力と積極的な指導力を有する職員の養成。
- ③本年度実施する研修

研修名	対象職員
法人職員全体研修	全法人職員
新規採用職員研修	入職から1ヵ月以内の職員
新人職員研修	法人在籍おおよそ半年未満の職員
初級研修	新人職員研修を受講後、半年～1年未満の職員
中級研修	法人在籍おおよそ3年～5年未満の職員
上級研修	法人在籍おおよそ5年以上の管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者等

- ④法人職員全体研修は、年6回（市民福祉フォーラム、新年の集い、含む、）開催する。「しんしろ福祉フェス」が開催された場合は、法人職員全体研修としての位置付けを適宜判断する。
- ⑤外部研修履修半年後、効果測定として「研修効果測定書」の提出を義務付ける。
- ⑥その他の研修について、各事業部門において、適宜開催していく。この研修の実施主体は各事業部門になるため、内容把握に努める。
- ⑦研修委員会に対しての外部講師委託について、法人内の業務に支障の無い範囲で受託する。
- ⑧令和6年度研修委員

所 属	職 名	氏 名
1 委員長	レインボーはうす	生活支援員 荒川 淳矢
2 副委員長	西部福社会館	生活支援員 遠山 京子
3	レインボーのお菓子屋さん	職業指導員 手塚 優奈
4	新城市障害者 相談支援事業所レインボーはうす	相談支援 専門員 中尾 仁衣子
5	サポートホーム 短期入所事業所	世話人 金田 美穂

9. サービス向上委員会

- ①福祉サービス等管理責任者会議の下部組織として位置付け、支援サービスの質の向上を目的として、福祉サービス責任者会議と一体的、もしくは必要に応じて開催する。
- ②委員会組織（構成員を含む）については、福祉サービス責任者会議で検討していく。
- ③苦情解決委員会規程に基づく各自事業所の苦情を取り上げ、サービス向上に繋げていくことも継続していく。

10. 広報委員会

- ①機関紙の発行（【夏号】7月、【冬号】1月）、広報（ホームページ、物販他）の活動を検討、実施する。
- ②20周年記念誌を発行する。
- ③年間スケジュール

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

月	内 容
4月	第1回 広報委員会（夏号機関紙の検討、スケジュール確認）
6月	20周年記念誌発行
7月	夏号機関紙発行
8月	第2回 広報委員会（夏号機関紙、ホームページに関する協議）
9月	第3回 広報委員会（冬号機関紙の検討、スケジュール確認）
1月	冬号機関紙発行、第4回 広報委員会（冬号機関紙、ホームページに関する協議）

④令和6年度広報委員

所 属		職 名	氏 名
1	委員長	サービス 管理責任者	野澤 寛未
2	レインボーはうす	生活支援員	長谷川 彰子
3		生活支援員	森田 芳弘
4		ヘルパー	今泉 延允
5	東三河北部障害者 就業・生活支援センターウィル	就業支援 ワーカー	酒井 和希
6	サポートホーム 短期入所事業所	世話人	藤本 忍
7	西部福社会館	生活支援員	八木 祥子

11. DX（デジタルトランスフォーメーション）検討委員会

①本部事務局会議の諮問機関的位置付けて、業務効率化に向けてITを活用した具体的方策提案を行なう。

②DX推進のため、職員向け啓発文書の作成や研修を企画立案する。

③令和6年度DX検討委員(当面は委員長は置かず円卓会議方式とする)

所 属		職 名	氏 名
1	レインボーはうす	生活支援員	長谷 佑樹
2			荒川 淳矢
3			藤原 有大
4	サポートホーム 短期入所事業所	世話人	藤本 忍
5	西部福社会館	生活支援員	八木 祥子

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

レインボーはうす（多機能型事業所）定員40名

管理者		大原 直樹
サービス 管理責任者	生活介護	
	就労移行支援事業 就労定着支援事業	野澤 寛未

1. 令和6年度の重点目標

- ①個別ニーズに即した支援を組み立て、生活介護、就労移行支援、就労定着支援の役割、機能を互いに理解した上で、多機能である強みを生かして自立支援、社会参加を促進して行く。
- ②利用者の高齢化、重度化にあわせた作業室の改修、建物の老朽化に伴う各所修繕等に対応すべく、「レインボーはうす改修・修繕検討委員会」を立ち上げる。
- ③自然災害(地震、風水害)・感染症のBCPの運用を開始する。

2. 生活介護事業 定員34名

理学療法士や栄養士、強度行動障害支援者養成研修修了者等を配置し、個々のニーズに応じた支援（給食提供含む）を行うとともに、アート作品を活用した生産活動、事業所外における生産活動（清掃業務等）に注力し、多様な働き方が可能な環境を整備する。昼食工房（配食部門）については、役割を明確化し（公益的な活動）、新たな取り組みを開始するとともに、地域のニーズに合わせたキッチンカーの活用を継続して検討・実施していく。

3. 就労移行支援事業 定員6名

一般就労者2名以上を目標とする。また、利用者の自己理解を深められるようなアセスメントを強化し、一般就労だけでなく、他の障害福祉サービス事業所に繋げられるよう努める。

4. 就労定着支援事業

就労移行支援等を利用して一般就労した障害者の就労に伴う生活上のニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを継続し、就労移行支援終了後のサポート体制を整える。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

レインボーのお菓子屋さん（就労継続支援B型）定員20名

管理者	岡本 美津代
サービス管理責任者	

1. 事業について

一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上の為に必要な訓練を行い、目標工賃達成を目指す。また、菓子製造販売・施設外就労等を通して社会参加の機会を増やす。『地域で働く』ために障害者優先調達法を絡めて適正な請負額の交渉に努め、所得保障を行なう。継続利用の困難な利用者さんには、日中一時支援サービスを提供し、特性に合った支援を組み立ていく。職員のジョブローテーションを継続し、安定した支援の提供とスキルアップを目指す。

2. 令和6年度の重点目標

- ①令和6年度の目標工賃額は、新たな算定方法の導入で平均月額37,800円とし、工賃向上計画に基づき、目標工賃達成指導員と共に工賃アップに取り組む。
- ②就労移行支援事業利用終了者が再度、一般就労にチャレンジできる支援体制を整備する。
- ③福祉的就労を継続できるように日常生活の支援を実施する。
- ④虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会の計画に沿って権利擁護に取り組む。
- ⑤感染症対策委員会及び防災委員会の計画に基づき、感染症や災害の発生時に対応出来るよう備える。
- ⑥給食提供は、栄養士作成の献立メニューを提供し、健康・栄養状態の把握に努める。
- ⑦事業所内階段に手すりを増設し、安心・安全な施設整備を行う。
- ⑧福祉サービス第三者評価を受審する。

【菓子製造販売】 ◆売上目標：9,300,000円

- ①クッキー、焼菓子等の製造販売を通じ、仕事をする上でのスキルを身につけられるよう環境を整える。また地域のイベント等へ積極的に参加する。
- ②食品を扱う為、HACCP方式の衛生管理計画に基づき、衛生面、整理整頓、安全等に十分配慮する。
- ③菓子製造場所の設備機器点検を実施し、優先順位を付け、随時更新する。
- ④ふるさと納税返礼商品を完成し、ネット販売開始に向けて準備を進める。
- ⑤エアレジを活用し、販売効率をあげる。また、SNSを利用し、販売促進を図る。

【施設外就労】 ◆売上目標：5,614,000円

〈企業簡易下請作業、清掃作業〉 契約企業：新城市民病院、オーエスジー新城工場

【施設外作業】 ◆売上目標：666,000円

〈法人内下請作業〉 西部福社会館

- ①レインボーのお菓子屋さん施設外就労マニュアルに基づき支援する。
- ②作業アセスメントを随時見直し、作業内容と請負額の適正な価格交渉を行う。
- ③作業工程等のマニュアル作成を行い、安定した支援体制を確立していく。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

居宅介護事業所レインボーはうす

管理者	小林 隆幸
サービス提供責任者	内藤 佳代

1. 事業内容

新城市、豊川市、東栄町、設楽町、豊根村、豊田市の支給決定がある方で、新城市に在住、または支援の発着が原則新城市となる身体・知的・精神に障害のある方を対象に、居宅介護（家事援助・通院等介助・身体介護・行動援護）、移動支援、及び私的契約（有償運送・安否確認）を行う。

2. 職員体制

管理者1名（社会福祉士・介護福祉士）、サービス提供責任者1名（介護福祉士）、常勤職員3名（介護福祉士2名、介護職員初任者研修修了者1名）、非常勤登録ヘルパー1名（介護福祉士）

3. 令和6年度の重点目標

- ①令和6年度報酬改定の内容に則したサービス提供や体制整備に努める。
- ②居宅介護計画に基づいた支援体制作り
日々の支援の中で、アセスメントを心がけ、利用者理解を深める。ニーズに合わせて、居宅介護計画や支援計画シート等（行動援護）の適宜更新に努め、支援内容や支援時間の見直しを行う。居宅介護計画は相談支援専門員とも共有し、連携を図る。
- ③新型コロナウイルス感染症等対策と情勢に応じた支援の継続
5類となり余暇支援の選択肢を広げることができているが、引き続きの感染対策や体調確認を継続し、必要に応じて感染症対策委員会と情報共有をしていく。法人内感染症対策BCPの周知と理解の機会を設ける。
- ④質の高い支援および支援体制の整備
月2回のヘルパー会議を中心に支援者間での情報伝達を適切に行ない、情報共有の体制を整備する。また、専用ソフトの活用により、ケース記録の充実を図る。職員研修計画を策定、ヘルパー会議の機会を活かしスキルアップを図る。
- ⑤人材の確保
登録ヘルパーの補充について、継続課題としていく。（余暇支援拡充に向けて）
- ⑥虐待防止と身体拘束等適正化への取り組み
虐待防止チェックリストを活かし、事業所内での虐待防止に努める。
本人の意思に反する異性介助が行われないよう、意向確認を行う。
身体拘束等適正化検討委員会と連携し、研修を年1回以上実施、事業所内での身体拘束等適正化への取り組みを行うとともに、当事者・家族への十分な説明と記録の徹底を図る。
- ⑦緊急時の受け入れ体制を強化
地域生活支援拠点等の面的整備の一翼を担う事業所として体制を整備していく。
- ⑧災害時の体制整備
「年間防災訓練計画」に沿って、災害時の体制整備と意識づけに努める。
法人内自然災害BCPの周知と理解の機会を設ける。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす

自立生活援助事業所レインボーはうす

新城市障害者相談支援事業所 レインボーはうす	管理者	藤田 洋孝
	主任相談支援専門員	藤原 佑奈

自立生活援助事業所 レインボーはうす	管理者	藤田 洋孝
	サービス管理責任者	中尾 仁衣子

1. 事業種類

相談支援事業（委託、指定特定、指定一般、指定障害児）、自立生活援助事業

2. 職員配置

管理者1名（常勤、兼務：ウィル管理者）、相談支援専門員5名（常勤4名、非常勤1名）、事務兼相談員1名（非常勤）

※資格（社会福祉士3名、介護福祉士2名、精神保健福祉士2名）

3. 基本方針

事業に当たっては、当事業運営規定に従い、利用者又は障害児が自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

4. 基本事業

- ①委託相談支援（生活全般の相談・支援、自立支援協議会の運営など）
- ②計画相談支援（障害者のサービス等利用計画の作成・見直しなど）
- ③障害児相談支援（障害児のサービス等利用計画の作成・見直しなど）
- ④地域移行支援・地域定着支援（病院などから地域生活に移るための支援）
- ⑤自立生活援助（単身生活など自立した生活を営むための援助）
- ⑥その他の受託事業（安心生活支援事業、重症心身障害児等居場所づくり事業、障害支援区分認定調査、虐待防止対策）

5. 令和6年度の重点目標

令和6年2月から主任相談支援専門員を配置しており、地域の中核的役割を担う相談支援事業所としてリーダーシップを発揮する。また、相談支援専門員を育成するべく、個別やグループでのスーパービジョンを実施する。

- ①相談支援においては、意思決定支援の責任者の配置および会議の開催など、意思決定支援ガイドラインに沿った支援を展開する。
- ②継続的に質の高い支援を行うため、毎月のモニタリングについては、8割以上のサービス提供時モニタリング加算取得を目指す。
- ③令和5年9月に開始した自立生活援助事業について、利用者ニーズをもとに拡充させ、安定した地域生活の促進を図る。
- ④当事者性を高めるため、ピアサポーターの配置について検討を進める。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

サポートホーム（しんしろ・第2しんしろ）

サポートホームしんしろ	管理者	松原 宏昌
	サービス管理責任者	岡 裕子
サポートホーム第2しんしろ	管理者	松原 宏昌
	サービス管理責任者	北川 哲也

しんしろ定員 19 名、第2しんしろ定員 18 名

1. 令和6年度の重点目標

- ①利用者、世話人の高齢化が進む中、持続可能な事業所運営を目指し、適正な職員配置ができるよう、人材確保、人材育成に努めていく。喫緊の課題としてある、女性世話人の確保を優先的に行う。
- ②世話人確保のための方策を検討し、実行する。具体的な策として、事業所見学会を開催し、「世話人業務」を知ってもらう機会とする。
- ③利用者の「暮らし」に関する調査をし、そこから出てくるサテライト型ホームや一人暮らし等の新たな生活に向けた支援を行う。
- ④サテライト平井の期間満了（4月末日）に伴い、入居者の移動を行う。それに合わせてサポートホーム第2しんしろの定員変更を行う。
- ⑤入居者の生活様式の改善、および世話人配置の効率化を考慮し、平井ホームを石田ホーム所在アパート（ノーブル竹下）に移転する。
- ⑥緊急時の受け入れ体制を強化（短期入所事業所の活用含む）するなど、地域生活支援拠点等の面的整備の一翼を担う事業所として体制を整備していく。
- ⑦地域に開かれた事業所運営の観点から、地域連携推進会議の開催の準備を進める。

2. 虐待防止・身体拘束等適正化の取り組み

虐待防止委員会・身体拘束等適正化委員会およびホーム虐待防止係ホーム身体拘束等適正化検討係と連携し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修を行い、事業所内での虐待防止・身体拘束適正化に努める。

3. 苦情解決について

日常的に利用者からの相談を受け付け、苦情等が発生した場合には世話人（登録世話人を含む）、苦情解決担当職員と連携をとり迅速に対応していく。

4. 世話人会、ホーム会について

ホームの運営状況、利用者支援、ホーム内の改善事項等について話し合う場を設ける。世話人の資質向上の為、研修委員会等と連携し、年間研修を組み立てる。

5. 緊急時・非常災害時の対策

- ①日頃から利用者の健康状態把握に努め、利用者の容態に急変があった場合は、主治医または協力医療機関にて必要な処置を講じ、速やかに家庭へ連絡する。
- ②法人防災委員会およびホーム防災係と連携し、火災、大規模地震などの災害に備え、防災訓練を実施する。
- ③非常災害時の連携を強化するために、ホーム設置地区の区長、民生委員との情報共有を図る。
- ④年に1回以上、各地区の指定避難場所までへの避難訓練、および夜間帯での避難訓練を実施する。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

短期入所事業所（矢部ホーム・第2矢部ホーム）

短期入所事業所 矢部ホーム	管理者	松原 宏昌
短期入所事業所 第2 矢部ホーム	管理者	松原 宏昌

短期入所事業所矢部ホーム定員1名、短期入所事業所第2 矢部ホーム定員1名

1. 令和6年度の重点目標

- ①利用者、世話人の高齢化が進む中、持続可能な事業所運営を目指し、適正な職員配置ができるよう、人材確保、人材育成に努めていく。
- ②緊急時の受け入れ体制を強化するなど、地域生活支援拠点等の面的整備の一翼を担う事業所として体制を整備していく。必要に応じて夜間支援時の職員加配を行う。
- ③令和6年度報酬改定における食事提供加算の算定基準変更に伴い、ヨシケイ（食材配送サービス）を活用し、利用者の健康面を考慮した食事内容での提供をしていく。

2. 送迎サービスの実施

自力または家族等の送迎が困難な利用者に対して、自宅までの送迎サービスを行う。

3. スタッフ会について

短期入所事業所の運営状況、利用者支援などについて、改善事項の話し合いや職員間の情報の共有の場を設ける。また、同建物内で行われているグループホーム事業の職員とも支援体制の統一を図る。また、職員の資質向上のために研修会を行う。

4. 緊急時・非常災害時の対策

- ①利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関（新城市民病院）にて必要な処置を講じ、速やかに家庭へ連絡する。
- ②火災、大規模地震などの災害に備え、防災訓練を実施する。
- ③夜間緊急時は、サポートホーム管理者、サービス管理責任者、世話人、夜間対応職員と連携を取り合い対応する。緊急通報装置を活用する。

5. 虐待防止・身体拘束等適正化の取り組み

虐待防止委員会・身体拘束等適正化委員会およびホーム虐待防止係ホーム身体拘束等適正化検討係と連携し、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修を行い、事業所内での虐待防止・身体拘束適正化に努める。

6. 苦情解決について

日常的に利用者からの相談を受け付け、苦情等が発生した場合には世話人（登録世話人を含む）、苦情解決担当職員と連携をとり迅速に対応していく。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

西部福社会館（生活介護）定員 30 名

管理者	渡邊 竜夫
サービス管理責任者	水野 悠和

1. 事業について

令和6年度は中長期計画に基づき、利用定員増を判断する最終年度と位置付けていく。更にはリハビリテーション提供環境の整備と、医療的ケアを含む重症心身障害児者への支援体制整備を推し進めていく。

特に、重症心身障害児者の利用希望増に対し、安心な居場所・環境整備を進めるため、フロアを仕切るパーテーション改修や、入浴希望者増に対する効率的な入浴サービス提供と職員の腰痛防止を考慮し、一般浴槽及び特殊浴槽室へ、天井走行型ケアリフト導入を市と協議していく。併せて、介護場面における福祉機器の導入を見据え、福祉機器展見学を継続実施、福祉車両更新を助成事業を活用して進めていく。

また、個別活動やグループ活動においては、感染防止対策を継続しつつ、個別支援計画に添い創意工夫を凝らしたサービス提供に努めていく。

今年度もブルースターズの工賃の安定的な収入確保メニューの模索を継続し、他グループ利用者においても、仕事に関心を寄せる方には積極的に機会提供していく。

昨年度好評であった家族への利用風景の動画や写真などの映像発信に取組み、第三者評価でも評価を得ている食事提供については、栄養士をレインボーはうすと兼務配置して、愉しく美味しい食事提供に加えて、健康面にも配慮した献立作成に取り組んでいく。

2. 令和6年度の重点目標

- ①利用状況を見極め、定員増を判断する最終年度とし、1階フロアの活動スペース確保に向けパーテーション改修など市と協働して進めていく。
- ②入浴希望が高まる中、安全に入浴支援提供が出来る環境づくりの為に、浴室へ天井吊り下げ式リフトの導入を市と協議し、職員のノーリフトケア促進と効率的な安全な支援環境整備に努めていく。
- ③感染防止対策を継続しつつ、個別支援計画に基づき、創意工夫を凝らした個別活動やグループ活動を積極的に行っていく。
- ④美味しさに加えて健康面を意識した安心できるメニュー提供のため、栄養士が献立作成に関わっていく。
- ⑤重度障害者への手厚い支援体制と専門的な支援スキルアップのために、積極的に研修参加を図り、また福祉機器展見学研修を継続実施していく。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

西部福社会館（地域活動支援センター）定員 10 名

管理者	渡邊 竜夫
-----	-------

1. 事業について

新城市より委託を受け、新城福社会が実施する西部福社会館地域活動支援センター（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17）年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、障害をお持ちの方の日中活動の場として、創作的活動又は生産活動等の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図っていく。

2. 令和6年度重点目標

①重層的支援体制整備事業における地域づくり事業への取組み

地域住民同士のケア・支え合う関係性を育むために、千郷地区で取り組まれている千郷プレーパーク運営に協働参加し、地域活動支援センターとしての役割を果たしていく。

②食事と入浴の提供

一人ひとりの嗜好に合わせた満足感のある食事提供を行うことで、居心地の良い場所として来所目的としていただく。また希望に応じ、入浴支援等心身の清潔衛生保持を通じ生活リズム構築に役割を果たしていく。

③創作的活動及び作業機会の提供（工賃支払を視野に含む）

「社会参加」「やりがい」「生きがい」に繋がる『仕事』の果たす役割に視点を当て、請負作業以外にも本人の意向に添った仕事メニューを創意工夫して提供していく。

④就労移行および、さらなる就労定着に向けた支援

社会参加及び就労準備、就労定着支援の機能を果たし、働く仲間同士の交流の場づくりを支援していく。また日常生活の訓練補助として、生活リズムの確立と対人関係構築の場としていく。

⑤支援計画に基づいた体制づくり

利用開始時、相談窓口となる相談支援事業所、居宅介護事業所ほか相談機関から、利用者情報等アセスメントを得た支援計画書を求め、利用開始に繋げていく。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

西部福社会館（高齢者ふれあい相談センター）

管理者	渡邊 竜夫
-----	-------

1. 事業運営方針

社会福祉法人新城福社会が新城市より指定管理を受託して設置運営する西部福社会館高齢者ふれあい相談センター（以下「ふれあい相談センター」という。）が行う事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続していくことができるように、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の地域における窓口として、高齢者及びその家族からの総合的な相談に応じるとともに、関係機関との連絡及び調整並びに介護予防の実施及び生活支援サービスの提供に係る調整を行うために、新城市高齢者ふれあい相談センター運営事業実施要綱に添って実施するものである。

2. 令和6年度の重点目標

- ①地域の要援護高齢者の心身の状況、家族の状況等の実態を把握するために、実態把握を訪問、電話、来所等を通して、年間620件以上を目指す。
- ②各種介護予防サービス等を利用できるように、福祉課、包括支援センター、民生委員、居宅介護支援事業所等と日常的に情報交換し、連携を深め、スムーズなサービス提供に努める。
- ③相談業務の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設け参加する。
- ④相談内容、処理状況等を、毎月、新城市に報告を行う。
- ⑤地域生活体制整備事業として、千郷地域自治区地域計画策定分科会等へ参加し、地域課題を共に協議する立ち位置として、第2層コーディネーターの役割を果たす。
- ⑥認知症カフェ（結カフェ）の取組みを千郷地区民児協へ、ミニデイ以外にもコミュニティー活動のメニューとして周知する。併せて、インフォーマルな千郷校区内の集いの場所等情報を社会資源として捉え、集約していく。

西部福社会館（指定管理業務）

管理者	渡邊 竜夫
-----	-------

1. 管理運営の理念・方針

西部福社会館指定管理者（令和2年度～令和6年度の5か年）として、新城市西部福社会館の設置及び管理に関する条例並びに新城市西部福社会館管理及び運営に関する規則に基づき、指定管理業務を行う。

建物設備備品の維持管理においては、市と密接な連携を取りながら、定期的な点検等により、利用者に不利益が及ばないようにする。協定書に基づき年度末には満足度調査を実施し、施設運営に活かしていく。

2. 令和6年度重点目標

- ①指定管理者3期目指定更新手続き（令和7年度～）に向け、市の公募に対し指定応募申請を行っていく。
- ②「地域交流」、「会館利用」への取組みとして様々な市民団体、さらに民生児童委員連絡協議会、老人クラブ等へ気軽に安心して利用できるように案内する。
- ③地域に求められる利用しやすい清潔で安心できる会館運営に努める。
- ④防災に係る地域資源としての役割を果たすために、非常時備蓄の管理と地区民生児童委員や区長、役員へ今年度も継続して見学等実施し、相互理解を深める。

令和 6 年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

東三河北部障害者就業・生活支援センターウィル

センター長（管理者）	藤田 洋孝
------------	-------

1. 事業所

事業名：障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業/生活支援等事業）

職員配置：センター長兼主任就業支援担当者 1 名（常勤）、就業支援担当者 1 名（常勤）、生活支援担当者 1 名（常勤）

委託費：雇用安定等事業 15,733,000 円（令和 6 年度契約見込額 税込み）
生活支援等事業 4,712,000 円（令和 6 年度契約見込額 非課税）

2. 基本方針

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、職業生活における自立を図るため就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、必要な支援を行うことにより雇用の促進及び職業生活の安定を図る。

3. 基本事業

障害者就業・生活支援センター事業として下記の取り組みを実施する。

- ①障害者雇用にかかる相談・支援業務の実施
- ②地域の就労支援力底上げのためのネットワーク形成・セミナー等の実施
- ③職場定着や就労促進のための在職者交流及びピアサポート活動の実施
- ④障害者就業支援アドバイザーの設置
- ⑤国等が主催する会議・研修等への出席
- ⑥県内の障害者就業・生活支援センターとの連携強化

4. 令和 6 年度の重点目標

- ①多様化する支援対象者の特性や状態をふまえた柔軟な就労支援の実施
 - ・法改正に伴う特定短時間労働の提案、在職中の障害福祉サービス利用等
 - ・障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）の活用
- ②地域の障害者就労支援におけるハブ的機能や基幹的役割の強化
 - ・継続開催している就労移行連絡会や研修に、企業が参加する機会を設け、より実践的な内容とする。
 - ・障害者雇用座談会を年 3 回開催し、障害者雇用の促進と質の向上を目指す。
- ③数値目標
 - ・支援対象者 260 名、実習件数 25 件、就職件数 25 件
 - ・定着率 80%（令和 5 年度就職者の 1 年後の継続率）

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

新城市基幹相談支援センター（東三河北部）

センター長（管理者）	小林 隆幸
------------	-------

1. 委託内容

委託業務：新城市、設楽町、東栄町、豊根村より委託された基幹相談支援センター運営事業
実施要綱に基づく地域における基幹相談支援センター事業の実施。

委託料：新城市/10,751,000円（税込み）、設楽町/396,000円（税込み）

東栄町/396,000円（税込み）、豊根村/396,000円（税込み）

職員配置：センター長1名（常勤）、相談員等1名（非常勤/新城市担当）

相談支援専門員1名（非常勤/設楽町・東栄町・豊根村担当）

契約期間：2024年4月1日から2025年3月31日

設置場所：しんしろ福社会館2階

2. 基本業務

①サービス等利用計画の検査に関する事業

②虐待防止センターに関する事業

③障害への理解・啓発に関する事業

④相談支援連絡会に関する事業

⑤相談員はじめ支援機関のスキルアップ、研修等に関する事業

⑥居宅介護支援事業所連絡会に関する事業

⑦他分野含む関係機関との連携に関する事業

⑧困難事例への対応に関する事業

⑨地域移行・地域定着支援に関する事業

⑩自立支援協議会の運営に関する事業

⑪前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する事業及び業務に付随する業務

⑫新城市をはじめ設楽町、東栄町、豊根村を含む東三河北部圏域における基幹相談支援機能の構築

★新城市は全業務。設楽町・東栄町・豊根村においては⑤⑧⑨⑫業務を中心に担う。

3. 令和6年度の重点目標

①重層的相談支援体制の開始や地域共生社会を念頭に置き、行政を含む各種相談窓口との連携強化に取り組み、個別事例検討を通じた事例理解を深める技術を広める。同時に、地域生活支援拠点等の拠点的功能の充実に向けた実践的な協議を開始する。

②市町村自立支援協議会中心に「地域の課題解決に向けた取り組み」を機能的に実践できる仕組みづくりや多職種連携に力を入れる。同時に新城市および東三河北部圏域の支援者スキル向上において、地域アドバイザー事業を活用した研修に取り組む。

令和6年度 社会福祉法人新城福社会 事業計画

新城市生活困窮者等就労準備支援事業

業務責任者（管理者）	大原 直樹
------------	-------

1. 委託内容

委託業務：新城市より委託された新城市生活困窮者等就労準備支援事業実施要綱に基づく生活困窮者等就労準備支援事業の実施。

委託料：9,552,000円（税込み）

職員配置：責任者1名（常勤・兼務）、就労準備支援員1名（常勤・専従）

契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

設置場所：レインボーはうす就労支援棟

2. 令和6年度の重点目標

①日常生活自立支援

昼夜逆転など、社会生活を営む基本的な生活習慣が不十分である者に対し、訪問や来所による相談を行なう中で、生活リズムの確立や必要な医療機関受診など、自らの健康管理や生活管理を行う意識の醸成を行う。また必要と思われるものには、そのスキルを身につける支援を行う。

②社会生活自立支援

生活習慣は確立しているものの、社会参加のために支援が必要な者に対し、レインボーはうす始めボランティア活動や地域を知るための外出・地域のイベント参加など、対象者の受け入れやすい方法を共に模索し、ひきこもりの状態にならないよう、また社会的に孤立しないよう社会参加能力を身に付ける支援を行う。

③就労自立支援

就労に向けた実践的支援が必要な者に対し、継続的な就労体験の場を提供するとともに、模擬面接の実施や就職活動に向けた知識・技術の習得など、対象者に適した就労に向けた具体的な準備支援を行う。また、必要に応じた求職活動支援や、就職後の職場定着支援等を行う。

④社会資源の把握・連携先の開拓

本事業の支援に役立つ社会資源を把握し、就労体験やボランティアを受け入れる事業所やNPO法人等の連絡先を開拓するなど、継続的に支援メニューの多様化を図る。